

事務連絡  
平成20年10月15日

地方厚生（支）局  
都道府県民生主管部（局）  
・ 国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
・ 後期高齢者医療主管課（部）

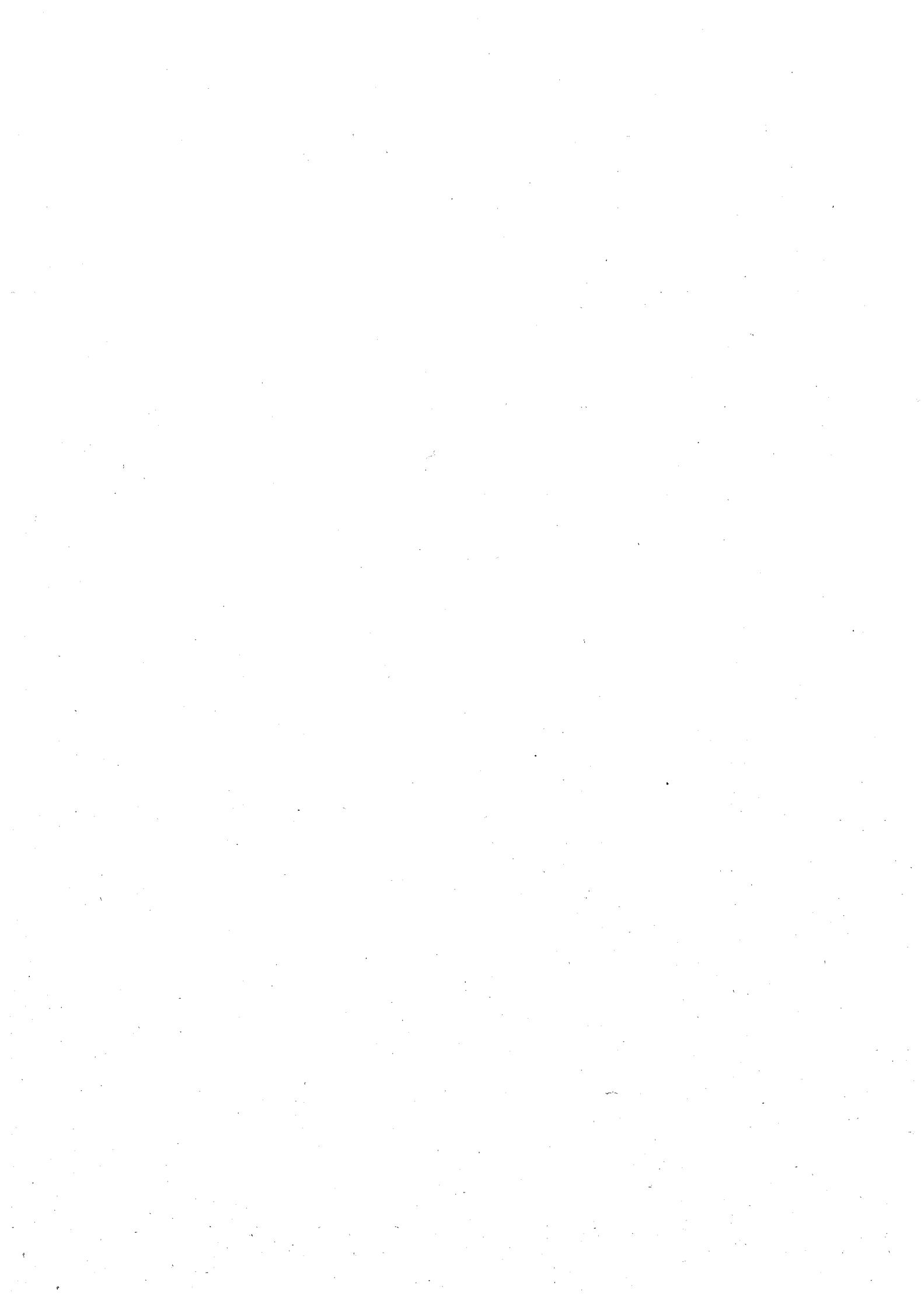
} 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その5）

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）等については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）等により、平成20年4月1日より実施しているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その3）」（平成20年7月10日事務連絡）を別添2のとおり修正いたしますので、併せて送付いたします。



## 医科診療報酬点数表関係

### 【初・再診料】

(問1) A001再診料の注6に規定する外来管理加算について、小児や認知症患者等、本人から症状を聴取することが困難な場合であって、付き添いの家族等から症状を聞いて診療を行った場合に算定できるのか。

(答) 小児や認知症患者等の本人から問診を行うことが困難な場合において、家族等から症状を聞いて本人に対して診察を行い、家族等に対して懇切丁寧な説明を行った場合には、外来管理加算を算定できる。この場合、家族等に問診や説明を行っている時間も「医師が直接診察を行っている時間」に含めるものとする。

### 【入院基本料】

(問2) 平成20年3月31において現に障害者施設等入院基本料及び特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟に入院していた重度の肢体不自由児(者)、難病患者等が療養病棟入院基本料を算定する病棟に転棟又は転院した場合は、平成22年3月31日までは医療区分1である患者を医療区分2とみなす等の経過措置が設けられているが、当該病棟が療養病棟入院基本料を算定する病棟に転換した場合についても対象となるのか。

(答) 平成20年3月31において現に障害者施設等入院基本料及び特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟であって、平成22年3月31日までの間に療養病棟入院基本料を算定する病棟に転換したものに入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、難病患者等については、当該経過措置の対象となる。

なお、障害者施設等入院基本料及び特殊疾患療養病棟入院料から医療療養病床に移行した場合の療養病床数は都道府県医療費適正化計画の設定する療養病床の目標値とは別枠で取扱う。(「医療費適正化計画における療養病床の目標値について」(平成20年3月5日医療費適正化対策推進室事務連絡) 参照)

第三章 田中先生の業績

田中義之

(圖 5) 平成20年3月31日現在て一般病棟入院基本料（7対1入院基本料）100床  
名届出LCTV、子保険医療機関別、平成20年4月1日以降、休床LCTV、平成20年50  
床を増床し、合計延べ150床にて一般病棟入院基本料（10対1入院基本料）  
～届出の要更を行った場合、当該病棟における看護補助計算2又は3を届

新編詩林卷之六

(答) 遺院時化、遺院後化外來遺院指標の必要完全<好>、善良好化標準をもと

०८८

(圖4) A200大院醫學管理資訊系統之「營養基準」、「營養」、「足量供應量」與「供應量」

（乙）總算入記載于 $\S$ 。

(答) A3 11-3精神科教育大院料、A3 11-2精神科急 性期治疗病人大院料、A 11-2精神科教育大院料、B 005-2地域重疾患者护理管理料和D11-T恤、B 009营养指导提供料 (I) 和「注7」的加算金额定于各区域合上飞鸿院区及综合医院、患者数达1000例以上之支医大院。

看來計算是正確的。

(圖 3) 第 1 章第 2 部第 3 部特定大學科、第 2 章第 1 部醫學管理等項目中之  
B009 數據情報提供資料 (I) 加包括化之範例為何、A2  
B009 數據情報提供資料 (I) 加包括化之範例為何、A2  
00 大院醫學管理加算之範例、外來縮小之範例為何 B009 數據情報  
I) 加計算之範例為何、外來縮小之範例為何 A2  
T16.5 之 B 需要件之範例 (I) 數據情報提供資料 (I) 加包括化之範例  
T16.5 之 B 需要件之範例 (I) 數據情報提供資料 (I) 加包括化之範例

### 【大院基本料等加算】

(問6) A230-3精神科身体合併症管理加算は、対象となる疾患に対し以前から継続して治療が行われている患者については、急性増悪があった場合であっても算定できないのか。

(答) 当該加算は急性期の身体疾患の集中的な治療に対する評価であることから、急性増悪により集中的治療が必要となった場合には、同一月内に当該加算を算定していないのであれば、算定可能である。

(問7) 区分番号A241に掲げる後期高齢者退院調整加算の施設基準に「当該看護師又は社会福祉士は、週30時間以上退院調整に係る業務に従事していること」とあるが、その時間は全て退院調整業務に従事しなければならないか。

(答) 主たる業務が退院調整業務である場合には、患者の医療福祉相談等の業務も含めて差し支えない。

なお、要件にある「週30時間以上」の時間内に病棟業務を兼務する場合は、専従とは認められない。

### 【画像】

(問8) コンピューター断層撮影診断料の注4の加算（新生児又は乳幼児加算）の基礎となる点数には、E200コンピューター断層撮影（CT撮影）の「注3」及びE202磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）の「注3」の加算（造影剤加算）は含まれるのか。

(答) 含まれる。なお、E200コンピューター断層撮影（CT撮影）の「注4」の冠動脈CT撮影加算及びE202磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）の「注4」の心臓MRI撮影加算は含まれない。

### 【注射】

(問9) インターフェロン製剤の使用に当たっては、医学的妥当性があった場合に、72週連続投与の算定が可能か。

(答) 算定可能。

(答) そのように。

「K000」で判断するに似つかない力。

◎▼◆病院の計算用元の手術区分を「記載式」で表示するため、これが区分番号◎●◆術区分番号決定式

(問14) 手術区分番号「K000」記載式、「●●術区分番号「K△△△」

記載式です。

(答) そのように。左記の場合は、診療報酬明細書の出来高部分欄に「特別」

重の入院区分があります。

◎上6折式同一の算用元で記載式と併合又は3日以内に再入院で記載式同一

(問13) DPC対象病院で特別の開業行為とDPC対象病院で診療報酬区分番号

(答) 医学的比重の診療区分を記載式と併合式、出来高式で算定します。

定式です。

一旦退院し、再度同一病院で入院で記載式、DPCの対象患者で計算

(問12) 荷物、機器移植、先進医療を行な患者等、DPCの除外となる患者が、

【DPC】

(答) 算定式です。

場合は、区分番号「K033」で算定式です。

(問11) 区分番号「K219」眼瞼下垂症手術「2」で算定式を行な算定し左

【手術】

機関化された医療原則による同一目的の算定の有無を確認します。

(答) 他を通じ算定不可。当該患者は専門医療会等を行なっており、他の保険医療

算定可能。

他の保険医療機関で、同一の医療等の算定原則による同一目的

(問10) 病患別に同一科目の保険医療機関で実施した場合の算定式、

【DPC】

(別添2)

※「疑義解釈資料の送付について（その3）」（平成20年7月10日医療課事務連絡）修正

【注射】

(問20) 通則6に規定されている外来化学療法加算について、「G000皮内、皮下及び筋肉内注射」、「G001静脈内注射」~~又は~~、「G005中心静脈注射」又は「G006埋め込み型カテーテルによる中心静脈栄養」により化学療法を行った場合においても算定できるのか。

(答) この他の算定要件を満たしているのであれば、算定できる。

